

施設名 東京都リハビリテーション病院

施設種別	医療施設		
事業開始	平成2年5月	根拠	医療法第1条の5 東京都リハビリテーション病院条例
設置主体	東京都	所在地	東京都墨田区堤通2-14-1
経営主体	公益社団法人東京都医師会		
目的	平常時はリハビリ医療供給の中核施設としてのリハビリ専門病院として機能し、災害時には医療救護活動の拠点に転換する複合目的を持つ病院である。	費用負担	健康保険法等の定めによる。
対象者	都民(原則として、医療機関等からの紹介予約制)	利用定員	入院・・・165床 外来・・・50人/日程度
事業概要	1 趣旨 東京都におけるリハビリテーション医療の中核施設として高度診療機能を備え、身体に機能障害があり、医療を専門的に行う必要がある患者に外来及び入院による医療を行うとともに、医療関係者の教育・研修や臨床研究を行う。 災害時には、地域の医療救護活動の拠点となる。		
	2 経緯 <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和60年4月 リハビリ専門病院建設懇話会設置</li> <li>・平成2年5月 一次開設(89床)公設民営方式(都医師会に運営を委託)</li> <li>・平成3年5月 全面開設(165床)</li> <li>・平成18年4月 指定管理者として都医師会を指定</li> <li>・平成23年4月 指定管理者として都医師会を再指定</li> <li>・平成28年4月 指定管理者として都医師会を再指定</li> <li>・令和3年4月 指定管理者として都医師会を再指定</li> </ul>		
	3 入所者の状況(令和3年度実績) 入院 延べ48,519人 133人/日 平均在院日数65.0日 外来 延べ7,916人 21.7人/日 平均通院日数14.2日 診療科 リハビリテーション科、整形外科、眼科、耳鼻いんこう科、泌尿器科、歯科		
	4 職員体制(令和3年度4月1日現在) 職員定数 209人(医師16人、看護師80人、医療技術100人、事務13人)		
	5 指定管理料(単位:千円) 令和2年度 (予算)3,295,187千円 (決算)3,238,769千円 令和3年度 (予算)3,389,455千円 (決算)3,291,997千円 令和4年度 (予算)3,296,822千円		
施設規模	土地面積 5,354.93㎡	所有者	東京都
	建物面積 16,632.46㎡	建築年度	平成元年11月竣工

施設名 東京都立心身障害者口腔保健センター

施設種別	歯科診療所															
事業開始	昭和59年6月	根拠	医療法第一条の五第2項 東京都立心身障害者口腔保健センター条例													
設置主体	東京都	所在地	新宿区神楽河岸1-1													
経営主体	公益社団法人東京都歯科医師会															
目的	地域で治療困難な重度・難症例の心身障害児(者)を対象とし、歯科診療の実施および口腔保健の向上を図るための教育研修や調査研究を行う。		費用負担 健康保険法等の定めによる。													
対象者	心身障害児(者)で治療の際入院を伴わない者	利用定員	診療 59人/日 年間 14,279人 (5年実績平均)													
事業概要	1 趣旨 地域で治療困難な重度・難症例の心身障害児(者)を対象とした歯科診療の実施及び口腔保健の向上を図るための教育研修や調査研究を行う。															
	2 経緯 <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和57年4月 「歯科公衆衛生センター(仮称)」検討委員会設置</li> <li>昭和59年4月 開設(都歯科医師会に運営を委託)</li> <li>平成18年4月 指定管理者として都歯科医師会を指定</li> <li>平成23年4月 指定管理者として都歯科医師会を指定</li> <li>平成28年4月 指定管理者として都歯科医師会を指定</li> <li>令和3年4月 指定管理者として都歯科医師会を指定</li> </ul>															
	3 診療等の状況(令和3年度実績)															
	<table border="1"> <tr> <td>患者数</td> <td>12,136人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">内訳</td> <td>初診</td> <td>596人</td> </tr> <tr> <td>再診</td> <td>11,539人</td> </tr> <tr> <td>相談</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>巡回・訪問患者数(再掲)</td> <td>285人</td> </tr> <tr> <td>研修受講者</td> <td>1,269人</td> </tr> </table>			患者数	12,136人	内訳	初診	596人	再診	11,539人	相談	1人	巡回・訪問患者数(再掲)	285人	研修受講者	1,269人
	患者数	12,136人														
内訳	初診	596人														
	再診	11,539人														
	相談	1人														
	巡回・訪問患者数(再掲)	285人														
研修受講者	1,269人															
4 職員体制(4年4月1日現在) <ul style="list-style-type: none"> <li>常勤 41人(歯科医師 10人、歯科衛生士 19人、言語聴覚士・看護師 2人他)</li> <li>非常勤 3人</li> </ul>																
5 指定管理料(単位:千円) <table> <tr> <td>令和2年度</td> <td>(予算) 520,892千円</td> <td>(決算) 490,246千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>(予算) 561,222千円</td> <td>(決算) 524,320千円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>(予算) 558,630千円</td> <td>(決算) 千円</td> </tr> </table>			令和2年度	(予算) 520,892千円	(決算) 490,246千円	令和3年度	(予算) 561,222千円	(決算) 524,320千円	令和4年度	(予算) 558,630千円	(決算) 千円					
令和2年度	(予算) 520,892千円	(決算) 490,246千円														
令和3年度	(予算) 561,222千円	(決算) 524,320千円														
令和4年度	(予算) 558,630千円	(決算) 千円														
施設規模	土地面積	m <sup>2</sup>	所有者													
	延床面積	1,584.47m <sup>2</sup>	建築年度													

施設名 東京都石神井学園

施設種別		児童養護施設											
事業開始	昭和23年 1月	根拠	児童福祉法第41条										
設置主体	東京都							所在地	東京都練馬区石神井台三丁目35番地23号				
経営主体	社会福祉法人東京都社会福祉事業団												
目的	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。							費用負担	運営費				
									国が定める経費 都1/2:国1/2 都が加算する経費 都10/10				
対象者	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童							利用定員	134名				
事業概要	1 趣旨 家庭的環境の中での生活・学習・運動等の指導、小学校・中学校・高等学校への通学、各種学校等への通学を行い、自立を支援する。												
	2 経緯 明治 5年(1872年) 東京府養育院が創立され、老人・児童・病弱者の援護事業を開始する 明治42年(1909年) 東京市養育院巣鴨分院を開設し、老人と児童を分離する 昭和17年(1942年) 現在地に新築移転 昭和23年(1948年) 児童福祉法の施行により、同法に基づく養護施設となる 昭和62年(1987年) 児童棟増改築工事完了 平成17年(2005年) ショートステイ、トワイライトステイ事業を開始 平成19年(2007年) 地域小規模型グループホームの運営を開始 児童定員16名増員(平成19年12月1日) 平成27年(2015年) 連携型専門ケア機能モデル事業を開始												
	3 入所者の状況(令和3年度実績) (単位:人)												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	在籍数	95	96	100	100	101	101	101	101	102	105	106	106
	入所	4	4	1	2	3	2	1	1	5	1	0	5
	退所	3	0	1	1	3	1	2	0	2	0	0	10
	一時保護	4	2	3	6	5	2	2	3	3	2	1	1
	4 事業展開の特徴 家庭的な寮運営の推進、自立支援計画の充実、利用者本位の専門的支援の実施等												
	5 子育て支援事業の状況(令和3年度実績) 定員15人(ショートステイ 7人、トワイライトステイ 8人) ショートステイ 延べ利用児童数995人(R2:677人) トワイライトステイ 延べ利用児童数53人(R2:2人)												
6 指定管理料(単位:千円)〔子育て短期支援事業運営費〕 令和2年度 (予算) 708,869[24,032] (決算) 650,152 令和3年度 (予算) 646,287[26,000] (決算) 619,535 令和4年度 (予算) 711,467[28,000]													
施設規模	土地(敷地)面積 32,118.01㎡						所有者 東京都						
(学園全体)	建物(延床)面積 5,598.20㎡						建築年度 昭和62年3月児童棟(D棟) (改修) 平成28年8月児童棟(A棟) 平成29年11月児童棟(B・C棟)						

施設名 東京都小山児童学園

施設種別	児童養護施設																																																																												
事業開始	昭和25年 4月	根拠	児童福祉法第41条																																																																										
設置主体	東京都								所在地	東京都東久留米市野火止二丁目22番地26号																																																																			
経営主体	社会福祉法人東京都社会福祉事業団																																																																												
目的	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。							費用負担	運営費 国が定める経費 都1/2:国1/2 都が加算する経費 都10/10 設置費 都1/2:国1/2																																																																				
対象者	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童						利用定員	64名																																																																					
事業概要	1 趣旨 家庭的環境の中での生活・学習・運動等の指導、小学校・中学校・高等学校への通学、各種学校等への通学を行い、自立を支援する。																																																																												
	2 経緯 昭和20年11月 戦災孤児学寮として、大円寺等の寺院にて養護事業発足 昭和23年 3月 寺院3箇所を統合して小小学寮設置 昭和25年 4月 児童福祉法に基づく養護施設となる 昭和51年 3月 本館(1)落成 昭和52年 3月 本館(2)落成 昭和63年 3月 定員64名に変更 平成 元年 3月 松・竹・菊寮改築工事完了																																																																												
	3 入所者の状況(令和3年度実績) (単位:人)																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在籍数</td> <td>60</td> <td>59</td> <td>59</td> <td>58</td> <td>58</td> <td>57</td> <td>56</td> <td>56</td> <td>54</td> <td>55</td> <td>54</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>入所</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>退所</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>一時保護</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>													4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	在籍数	60	59	59	58	58	57	56	56	54	55	54	53	入所	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	2	6	退所	2	0	1	1	1	1	0	3	0	1	3	10	一時保護	0	0	1	2	1	1	1	1	0	4	6	3
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																
在籍数	60	59	59	58	58	57	56	56	54	55	54	53																																																																	
入所	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	2	6																																																																	
退所	2	0	1	1	1	1	0	3	0	1	3	10																																																																	
一時保護	0	0	1	2	1	1	1	1	0	4	6	3																																																																	
4 事業展開の特徴 家庭的な寮運営の推進、自立支援計画の充実、利用者本位の専門的支援の実施等																																																																													
5 指定管理料(単位:千円) 令和2年度 (予算) 342,555 (決算) 361,441 令和3年度 (予算) 367,123 (決算) 406,982 令和4年度 (予算) 420,988																																																																													
施設規模	土地(敷地)面積					6,467.91㎡			所有者				東京都																																																																
(学園全体)	建物(延床)面積					2,747.73㎡			建築年度				昭和51年3月本館(1)昭和52年3月本館(2)平成元年3月松・竹・菊寮																																																																

施設名 東京都船形学園

施設種別		児童養護施設											
事業開始	昭和23年 2月	根拠	児童福祉法第41条										
設置主体	東京都								所在地	千葉県館山市船形1377			
経営主体	社会福祉法人東京都社会福祉事業団												
目的	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。								費用負担	運営費			
										国が定める経費 都1/2:国1/2 都が加算する経費 都10/10			
対象者	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童								利用定員	64名			
事業概要	1 趣旨												
	家庭的環境の中での生活・学習・運動等の指導、小学校・中学校・高等学校への通学、各種学校等への通学を行い、自立を支援する。												
	2 経緯												
	明治33年 8月 東京市養育院の「海浜療養所」(結核児童の転地療養所)として「勝山保養所」を開設												
	明治42年 5月 現在地に移転し、虚弱児童を対象に養育院「安房分院」として開設												
	昭和17年 3月 「安房臨海学園」に改称												
	昭和24年 8月 児童福祉法に基づく養護施設となる												
	昭和30年 7月 「安房児童学園」に改称												
	昭和53年 6月 那古寮が那古学園として分離独立、「船形学園」に改称												
	平成 9年 3月 全面改築工事完了												
概要	3 入所者の状況(令和3年度実績) (単位:人)												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	在籍数	36	35	35	35	36	36	36	36	36	36	36	36
	入所	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4
	退所	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	一時保護	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
概要	4 事業展開の特徴												
	家庭的な寮運営の推進、自立支援計画の充実、利用者本位の専門的支援の実施等												
	5 指定管理料(単位:千円)												
	令和2年度 (予算) 296,033 (決算) 287,650												
	令和3年度 (予算) 303,041 (決算) 375,932												
令和4年度 (予算) 346,204													
施設規模		土地(敷地)面積 36,236.15㎡						所有者		東京都			
(学園全体)		建物(延床)面積 3,838.91㎡						建築年度		平成 9年 3月			

施設名 東京都八街学園

施設種別		児童養護施設											
事業開始	昭和21年 5月	根拠	児童福祉法第41条										
設置主体	東京都	所在地	千葉県八街市八街に151										
経営主体	社会福祉法人東京都社会福祉事業団												
目的	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。		費用負担										
			運営費 国が定める経費 都1/2:国1/2 都が加算する経費 都10/10 設置費 都1/2:国1/2										
対象者	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童		利用定員 64名										
事業概要	1 趣旨 家庭的環境の中での生活・学習・運動等の指導、小学校・中学校・高等学校への通学、各種学校等への通学を行い、自立を支援する。												
	2 経緯 昭和21年 5月 東京都養育院が旧軍用施設(八街飛行学校施設)を併用して、戦災孤児を収容し事業開始 昭和23年 2月 児童福祉法に基づく養護施設となる 昭和38年 9月 改築工事完了 昭和61年 4月 定員96名に変更 平成 6年 4月 定員64名に変更 平成 7年 3月 全面改築工事完了												
	3 入所者の状況(令和3年度実績) (単位:人)												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	在籍数	52	53	53	56	56	55	56	56	56	56	56	56
	入所	1	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	退所	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	11
	一時保護	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	4 事業展開の特徴 家庭的な寮運営の推進、自立支援計画の充実、利用者本位の専門的支援の実施等												
	5 指定管理料(単位:千円) 令和2年度 (予算) 402,550 (決算) 393,918 令和3年度 (予算) 353,740 (決算) 380,040 令和4年度 (予算) 413,549												
施設規模	土地(敷地)面積	国 17,200.00㎡ 都 4,232.36㎡	所有者 東京都										
(学園全体)	建物(延床)面積	3,715.19㎡	建築年度 平成 7年 3月										

施設名 東京都勝山学園

施設種別		児童養護施設											
事業開始		昭和21年 8月			根拠	児童福祉法第41条							
設置主体		東京都				所在地	千葉県安房郡鋸南町下佐久間1469						
経営主体		社会福祉法人東京都社会福祉事業団											
目的	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。					費用負担	運営費						
							国が定める経費 都1/2:国1/2 都が加算する経費 都10/10 設置費 都1/2:国1/2						
対象者		保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童				利用定員	64名						
事業概要	1 趣旨 家庭的環境の中での生活・学習・運動等の指導、小学校・中学校・高等学校への通学、各種学校等への通学を行い、自立を支援する。												
	2 経緯 昭和21年 8月 療育施設「東京都保田児童学園」として、安房郡保田町に開園 養育院に一時保護中の戦災孤児、虚弱体質児童を収容 昭和24年 8月 児童福祉法に基づく養護施設となる 昭和51年 3月 移転改築工事竣工 昭和51年 4月 現在地に移転、「東京都勝山学園」と改称、定員96名 平成 6年 4月 定員64名に変更												
	3 入所者の状況(令和3年度実績) (単位:人)												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	在籍数	46	47	47	47	47	50	49	48	47	47	46	46
	入所	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0
	退所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	一時保護	1	1	1	1	2	0	1	0	0	2	2	1
	4 事業展開の特徴 家庭的な寮運営の推進、自立支援計画の充実、利用者本位の専門的支援の実施等												
	5 指定管理料(単位:千円) 令和2年度 (予算) 335,529 (決算) 346,004 令和3年度 (予算) 336,934 (決算) 292,775 令和3年度 (予算) 356,935												
施設規模		土地(敷地)面積				17,671.90㎡				所有者		東京都	
(学園全体)		建物	〈評価	3,858.49㎡	建築年度	昭和51年 3月							

施設名 東京都片瀬学園

施設種別	児童養護施設												
事業開始	昭和25年11月	根拠	児童福祉法第41条										
設置主体	東京都	所在地	神奈川県藤沢市片瀬四丁目9番地38号										
経営主体	社会福祉法人東京都社会福祉事業団												
目的	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。	費用負担	運営費 国が定める経費 都1/2:国1/2 都が加算する経費 都10/10 設置費 都1/2:国1/2										
		対象者	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童	利用定員 48名									
事業概要	1 趣旨 家庭的環境の中での生活・学習・運動等の指導、小学校・中学校・高等学校への通学、各種学校等への通学を行い、自立を支援する。												
	2 経緯 昭和15年 7月 軍人援護会東京都支部が軍人家族遺児保護のため、片瀬臨海寮を創設 昭和21年 3月 同胞援護会東京都支部の管理となり、戦災孤児、引揚孤児らを受入れる 昭和25年11月 東京都の運営となり、「東京都片瀬幼児寮」と称し、児童福祉法に基づく養護施設となる 昭和26年 3月 「東京都片瀬臨海寮」と改称(以降昭和28年に「東京都片瀬臨海幼児園」、昭和30年に「東京都片瀬幼児園」、昭和59年に「東京都片瀬学園」と改称) 昭和27年 6月 定員70名に変更(以降、昭和28年に定員150名、昭和41年に定員100名、昭和54年に72名、昭和55年に定員60名、昭和56年に定員48名となる) 昭和59年11月 児童棟全面改築												
	3 入所者の状況(令和3年度実績) (単位:人)												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	在籍数	29	29	30	31	31	31	31	31	31	30	30	30
入所	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
退所	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	
一時保護	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	
4 事業展開の特徴 家庭的な寮運営の推進、自立支援計画の充実、利用者本位の専門的支援の実施等													
5 指定管理料(単位:千円)													
	令和2年度	(予算)	300,112	(決算)	264,332								
	令和3年度	(予算)	272,954	(決算)	250,232								
	令和4年度	(予算)	300,958										
施設規模	土地(敷地)面積	4,800.05㎡	所有者	東京都									
(学園全体)	建物(延床)面積	2,060.52㎡	建築年度(改修)	昭和59年11月児童棟 平成3年8月管理棟・職員宿舎									

施設名 東京都東村山福祉園

施設種別	福祉型障害児入所施設		
事業開始	昭和47年4月	根拠	(国)児童福祉法第42条 (都)東京都児童福祉施設条例第2条
設置主体	東京都	所在地	東村山市萩山町一丁目35番地1
経営主体	社会福祉法人東京都社会福祉事業団		
目的	知的障害児を入所させ、保護するとともに独立生活に必要な知識・技能を与える。	費用負担	1 措置費・障害児施設給付費 国1/2 都1/2 2 利用者負担 (措置費徴収基準による徴収金・定率負担及び食費等実費)
対象者	18歳未満の知的障害児	利用定員	入所 80人(R3運用定員72人) 短期入所事業 8人 日中一時支援 5人
事業概要	1 趣旨 障害の程度が重いため、介護密度が高く、また常時医学的な配慮を必要とするなど処遇の困難性が高い重度又は最重度の知的障害児を対象として、保護、診療、指導及び訓練の場として設置された。入所児童の健康維持と情緒の安定が保障される良好な環境のもとに、専門職員による指導・訓練を通してその生活能力の開発育成と人間的成長を援助することを目的とする。		
	2 経緯 昭和47年4月 開設 平成11年4月 東京都社会福祉事業団へ運営委託 平成18年4月 東京都社会福祉事業団を指定管理者として指定 平成21年4月 東京都社会福祉事業団を第2期指定管理者として指定 平成24年4月 東京都社会福祉事業団を第3期指定管理者として指定 平成27年4月 東京都社会福祉事業団を第4期指定管理者として指定 平成30年4月 東京都社会福祉事業団を第5期指定管理者として指定(～令和4年度)		
	3 入所者の状況 (1)入所者数 57人 (2)障害程度 1度:4人、2度:53人 (3)短期入所延利用者数 2,451人(利用率 83.9%)		
	4 日中一時支援事業等の状況(R3年度末) 定員5人 延利用者数 109人		
	5 指定管理料(単位:千円) 令和2年度 (予算)784,153千円 (決算)721,034千円 令和3年度 (予算)986,800千円 (決算)698,818千円 令和4年度 (予算)1,035,720千円		
施設規模	土地面積	7,250㎡	所有者 東京都
	建物面積	5,310㎡	建築年度 平成29年度

施設名 東京都七生福祉園

施設種別	福祉型障害児入所施設・障害者支援施設																																
事業開始	(児) 昭和27年4月 (者) 昭和38年4月	根拠	(国) 児童福祉法第42条・障害者総合支援法第5条第12項 (都) 東京都児童福祉施設条例第2条・東京都障害者支援施設等に関する条例第2条																														
設置主体 経営主体	東京都 社会福祉法人東京都社会福祉事業団	所在地	日野市程久保843番地																														
目的	(児) 知的障害児を入所させ、保護するとともに独立生活に必要な知識・技能を与える。 (者) 知的障害者を入所させ、保護するとともに訓練を通じて生活能力を開発助長する。	費用負担	1 措置費・障害児施設給付費: 国1/2 都1/2 2 介護給付費: 国1/2 区市町村1/2 3 利用者負担 (措置費徴収基準による徴収金・定率負担及び食費等実費)																														
対象者	(児) 18歳未満の知的障害児 (者) 18歳以上の知的障害者	利用定員	(児) 福祉型障害児入所施設 156名 短期入所 7名 (者) 施設入所支援 150名 生活介護 144名 自立訓練 6名 就労移行支援 14名 短期入所 5名																														
事業概要	<p>1 趣旨</p> <p>(児) 児童福祉法により、都内に居住する知的障害児で家庭において養育又は看護が困難なものを入所させ、これを保護するとともに独立・自立に必要な知識・技能を与え、あるいは更生に必要な指導訓練を行い、社会参加の促進を図ることを目的として設置された。</p> <p>(者) 重度及び中軽度の知的障害者を対象として、保護・指導及び訓練の場として設置された。入所者の健康の維持と情緒の安定が保障される良好な施設環境のもとに、専門職員による指導・訓練を通してその生活能力の開発育成と、人間的成長を援助することを目的とする。</p> <p>2 経緯</p> <p>昭和24年8月 養護施設児童学園として開設 昭和38年4月 精神薄弱者更生施設七生福祉園開設 昭和43年4月 精神薄弱児施設七生児童学園と精神薄弱者更生施設七生福祉園統合 平成11年4月 東京都社会福祉事業団へ運営委託 平成18年4月 東京都社会福祉事業団を指定管理者として指定 平成21年4月 東京都社会福祉事業団を第2期指定管理者として指定 平成22年4月 成人施設を障害者自立支援法に基づく障害者支援施設に移行 平成24年4月 東京都社会福祉事業団を第3期指定管理者として指定 平成27年4月 東京都社会福祉事業団を第4期指定管理者として指定 平成30年4月 東京都社会福祉事業団を第5期指定管理者として指定 令和3年4月 東京都社会福祉事業団を第6期指定管理者として指定</p> <p>3 入所者の状況</p> <p>(1) 入所者数 (児)95人 (者)121人 (2) 障害者手帳所持状況 (児) 1度:0人 2度:7人 3度:33人 4度:53人 手帳なし:2人 (3) 障害程度区分(者) 区分6:20人 区分5:57人 区分4:39人 区分3:5人 区分2:0人 区分1:0人</p> <p>4 短期入所事業の状況</p> <p>(児) 定員7名 延利用者数 61名 (2.4%) (者) 定員5名 延利用者数 89名 (4.9%) 成人契約 延利用者数 13人 (3.6%)</p> <p>5 就労移行支援事業の状況</p> <p>定員14名 延利用者数 884名 (施設内支援:429人、施設外支援:455人)</p> <p>6 訓練内容</p> <p>作業訓練、園外実習、自活訓練等</p> <p>5 指定管理料(単位:千円)</p> <table border="1"> <tr> <td>令和2年度</td> <td>(予算)(児)</td> <td>693,552千円</td> <td>(決算)(児)</td> <td>588,336千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(予算)(者)</td> <td>802,549千円</td> <td>(決算)(者)</td> <td>780,940千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>(予算)(児)</td> <td>663,054千円</td> <td>(決算)(児)</td> <td>621,726千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(予算)(者)</td> <td>783,365千円</td> <td>(決算)(者)</td> <td>751,774千円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>(予算)(児)</td> <td>721,039千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(予算)(者)</td> <td>875,110千円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			令和2年度	(予算)(児)	693,552千円	(決算)(児)	588,336千円		(予算)(者)	802,549千円	(決算)(者)	780,940千円	令和3年度	(予算)(児)	663,054千円	(決算)(児)	621,726千円		(予算)(者)	783,365千円	(決算)(者)	751,774千円	令和4年度	(予算)(児)	721,039千円				(予算)(者)	875,110千円		
	令和2年度	(予算)(児)	693,552千円	(決算)(児)	588,336千円																												
	(予算)(者)	802,549千円	(決算)(者)	780,940千円																													
令和3年度	(予算)(児)	663,054千円	(決算)(児)	621,726千円																													
	(予算)(者)	783,365千円	(決算)(者)	751,774千円																													
令和4年度	(予算)(児)	721,039千円																															
	(予算)(者)	875,110千円																															
施設規模	土地面積 176,245.64㎡	所有者	東京都																														
	建物面積 21,804.56㎡	建築年度	(児) 平成7年度 ・ (者) 平成元年度																														

施設名 東京都千葉福祉園

施設種別	障害者支援施設・福祉型障害児入所施設				
事業開始	昭和35年4月	根拠	(国) 障害者自立支援法第5条第12項 (都) 東京都障害者支援施設等に関する条例第2条		
設置主体	東京都	所在地	千葉県袖ヶ浦市代宿8番地		
経営主体	(社福) 東京都社会福祉事業団				
目的	知的障害者を受け入れて日常生活の支援を行うとともに、創作活動などの日中活動を提供する。また、園外職場実習等による就労支援、自活寮を活用した地域生活への移行に積極的に取り組んでいる。		費用負担 施設利用料の1割(上限あり)及び食費等実費		
対象者	(児) 18歳未満の知的障害児 (者) 18歳以上の知的障害者	利用定員	①福祉型障害児入所施設 48名 ②障害者支援施設 320名 ③短期入所 6名		
事業概要	1 趣旨 重度及び中度の知的障害者を対象として、保護・指導及び訓練の場として設置された。入所者の健康の維持と情緒の安定が保証される良好な環境の下に、専門職員による指導訓練を通して、生活能力の開発育成と、人間的成長を支援することを目標とする。(知的障害児施設千葉福祉園と一体的に運営)				
	2 経緯 昭和18年、現在地に東京市長浦更生農場が開設される。 昭和23年、東京都養育院長浦分院と改称し、救護施設及び精神薄弱児施設となる。 昭和35年、精神薄弱者福祉法に基づく精神薄弱者更生施設を付設 平成9年福祉局に移管、名称は東京都千葉福祉園となる。 平成18年、東京都社会福祉事業団が指定管理者となる。 平成21年、東京都社会福祉事業団が第2期指定管理者となる。 平成22年、障害者支援施設として指定を受け、新事業体系に移行する。 平成24年、東京都社会福祉事業団が第3期指定管理者となる。 平成27年、東京都社会福祉事業団が第4期指定管理者となる。 平成30年、東京都社会福祉事業団が第5期指定管理者となる。 令和3年、東京都社会福祉事業団が第6期指定管理者となる。				
	3 入所者の状況 (令和4年3月31日現在)				
		障害程度	利用者数	障害程度	利用者数
		区分1	0名	区分4	50名
		区分2	0名	区分5	81名
		区分3	8名	区分6	92名
	4 日中活動の内容 手工芸、エコ活動、農耕、園芸、自活訓練、機能訓練、施設内外の実習等				
	5 短期入所事業の状況 定員6名 延利用者32名(利用率1.5%) (令和3年度実績)				
	6 指定管理料(単位:千円)				
	令和2年度	(予算)1,883,849千円	(決算)1,781,343千円		
	令和3年度	(予算)1,796,125千円	(決算)1,785,776千円		
	令和4年度	(予算)2,037,005千円			
施設規模	土地面積	318,667㎡	所有者	東京都	
	建物面積	34,021㎡	建築年度	昭和35年度から	

施設名 東京都八王子福祉園

施設種別	障害者支援施設											
事業開始	昭和47年7月	根拠	(国)障害者自立支援法第5条第12項 (都)東京都障害者支援施設等に関する条例第2条									
設置主体	東京都	所在地	東京都八王子市西寺方町76									
経営主体	社会福祉法人東京都社会福祉事業											
目的	18歳以上の知的障害者を入所させてこれを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行う。	費用負担	原則1割の定率負担及び食費・光熱水費の実費相当額									
対象者	東京都内の区市町村が発行した「障害福祉サービス受給者証」を所持し、受給者証の「介護給付費の支給決定内容」のサービス種別欄に「生活介護事業」「施設入所支援事業」が記載されている方	利用定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設入所支援 160人</li> <li>生活介護(施設入所支援利用者対象) 160人</li> <li>生活介護(通所) 20人</li> <li>短期入所 10人</li> </ul>									
概要	<p>1 趣旨</p> <p>障害の程度が重いため、介護密度が高く、また常時医学的配慮を必要とするなどのために処遇の困難性が高い重度又は最重度の知的障害者を対象とし、保護・診療・指導及び訓練の場として設置された。入所者の健康の維持と情緒の安定が保障される良好な施設環境のもとに、専門職員による指導・訓練を通して、その生活能力の開発育成と人間的成長を援助することを目的とする。</p> <p>2 経緯</p> <p>昭和47年4月 知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生施設として設立。  平成11年4月 社会福祉法人東京都社会福祉事業団に経営委託。  平成18年4月 東京都社会福祉事業団を指定管理者として指定(第1期)  平成21年4月 東京都社会福祉事業団を第2期指定管理者として指定  平成22年4月 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設に移行  平成24年4月 東京都社会福祉事業団を第3期指定管理者として指定  平成27年4月 東京都社会福祉事業団を第4期指定管理者として指定  平成30年4月 東京都社会福祉事業団を第5期指定管理者として指定  令和3年4月 東京都社会福祉事業団を第6期指定管理者として指定</p> <p>3 入所者の状況</p> <p>(1)施設入所支援:130人、生活介護(通所を除く):130人  (2)障害程度区分 区分4:0人 区分5:16人 区分6:114人  (3)短期入所延利用者数 1,311人(利用率35.9%)</p> <p>4 日中活動</p> <p>(1)運動活動  利用者の身体機能の低下防止、リハビリテーション(理学療法士作成の個別プログラムによる)  (2)生産活動  ハガキ、しおり、リサイクル、野菜苗作り等  (3)趣味及び文化活動  陶芸、絵画、音楽療法等</p> <p>5 指定管理料(単位:千円)</p> <table border="0"> <tr> <td>令和2年度</td> <td>(予算) 1,734,969千円</td> <td>(決算) 1,505,778千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>(予算) 1,634,492千円</td> <td>(決算) 1,483,190千円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>(予算) 1,841,296千円</td> <td></td> </tr> </table>			令和2年度	(予算) 1,734,969千円	(決算) 1,505,778千円	令和3年度	(予算) 1,634,492千円	(決算) 1,483,190千円	令和4年度	(予算) 1,841,296千円	
令和2年度	(予算) 1,734,969千円	(決算) 1,505,778千円										
令和3年度	(予算) 1,634,492千円	(決算) 1,483,190千円										
令和4年度	(予算) 1,841,296千円											
施設規模	土地面積	40,417㎡	所有者 東京都									
	建物面積	15,345㎡	建築年度 昭和47年									

施設名 東京都清瀬喜望園

施設種別	障害者支援施設											
事業開始	昭和51年4月	根拠	(国)障害者総合支援法第5条第1項、第7項、第10項及び第11(都)東京都障害者支援施設等に関する条例									
設置主体	東京都	所在地	東京都清瀬市竹丘3-1-72									
経営主体	社会福祉法人東京アフターケア協会											
目的	呼吸機能障害、心臓機能障害など内部障害を持つ人を主な対象として、施設入所支援及び生活介護事業を行っている。		費用負担 施設利用料の1割(上限あり)及び食費等実費									
対象者	18歳以上で身体障害者手帳を有する内部障害者	利用定員	施設入所支援 60名 生活介護 60名									
事業概要	<p>1 趣旨 呼吸機能障害、心臓機能障害など内部障害を持つ人を主な対象として受け入れ、施設入所支援及び生活介護事業を行う。また平成29年度から新たに知的障害者の受入も開始した。</p> <p>2 経緯 昭和51年 重度呼吸機能障害者の授産施設として開設 開設時から社会福祉法人東京アフターケア協会に運営を委託 平成18年4月 社会福祉法人東京アフターケア協会を指定管理者として指定(第1期)(3年) 平成21年4月 社会福祉法人東京アフターケア協会を指定管理者として指定(第2期)(3年) 平成22年4月 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設に新体系移行 平成24年4月 社会福祉法人東京アフターケア協会を指定管理者として指定(第3期)(3年) 平成27年4月 社会福祉法人東京アフターケア協会を指定管理者として指定(第4期)(3年) 平成30年4月 社会福祉法人東京アフターケア協会を指定管理者として指定(第5期)(3年) 令和3年4月 社会福祉法人東京アフターケア協会を指定管理者として指定(第6期)(1年) 令和4年4月 社会福祉法人まリモ会を指定管理者として指定(第7期)(2年)</p> <p>3 入所者の状況 現在は、呼吸機能障害者のほか心臓機能障害、直腸・ぼうこう機能障害等を持つ内部障害者全般の支援を行っている。(平成22年度から、新体系移行) (1)施設入所支援及び生活介護:現員47名/定員60名 (令和4年3月31日現在) (2)障害程度区分 区分2:2名、区分3:4名、区分4:7名、区分5:11名、区分6:23名</p> <p>4 日中活動 (1)手工芸部 雑巾やティッシュ入れ等を製作し、地域の祭礼、福祉ショップ等で販売 (2)生産活動 電球袋詰め作業、紙類加工業者からの受注、アルミ缶リサイクル作業、ビニール折り作業、丁合封緘作業などを実施 (3)趣味及び文化活動 絵画、切り絵、習字、模擬カフェ、音楽活動等</p> <p>5 指定管理料(単位:千円)</p> <table border="0" style="width:100%;"> <tr> <td>令和2年度</td> <td>(予算)430,747千円</td> <td>(決算)430,298千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>(予算)430,747千円</td> <td>(決算)426,133千円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>(予算)528,362千円</td> <td></td> </tr> </table>			令和2年度	(予算)430,747千円	(決算)430,298千円	令和3年度	(予算)430,747千円	(決算)426,133千円	令和4年度	(予算)528,362千円	
	令和2年度	(予算)430,747千円	(決算)430,298千円									
令和3年度	(予算)430,747千円	(決算)426,133千円										
令和4年度	(予算)528,362千円											
施設規模	土地面積	12,763.76㎡	所有者 東京都									
(平成28年7月まで)	建物面積	7,993.60㎡	建築年度 昭和51年度									

施設名 東京都立東大和療育センター

施設種別	医療型障害児入所支援、障害福祉サービス事業所											
事業開始	平成4年8月	根拠	児童福祉法第7条第2項、障害者総合支援法36条第1項、医療法第1条の5第1項、東京都立療育センター条例									
設置主体 経営主体	東京都 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会	所在地	〒207-0022 東大和市桜が丘3-44-10									
目的	重症心身障害児(者)を入所させ、医療ケア、日常生活訓練及び機能訓練を行うとともに、在宅で療育している重症心身障害児(者)への支援として、短期入所事業及び通所事業を行う。心身障害児(者)に対する医療入院及び外来診察を行う。		費用負担 1 措置費・障害児施設給付費 国1/2都1/2 2 介護給付費:国1/2都1/2(医療型入所支援) 介護給付費:国1/2都1/4区市町村1/4(療養介護、生活介護、短期入所) 3 診療報酬:保険者負担分 4 利用者負担 (措置費徴収基準による徴収、定率負担及び食費等実績)									
対象者	重症心身障害児(者)	利用定員	長期入所92床、短期入所28床、通所事業30人、入院8床、一般外来100人									
事業概要	<p>1 趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長期入所については、原則として、18歳以上の在宅の重症心身障害者を受け入れて療育をする。</li> <li>○ 在宅療育に必要な医療を提供するほか、地域における障害者医療の充実に質するため、心身障害児(者)全般を対象とした外来診察を行う。</li> <li>○ 重症心身障害児(者)が安心して在宅医療が続けられるようにするため、通所事業及び短期入所事業など、各種在宅支援事業を実施する。</li> <li>○ 障害を持つ人も共に生きる社会をつくるため、地域に開かれた施設として、地域の人々との交流の場などを確保する。</li> </ul> <p>2 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成4年8月一次開設、翌5年4月全面開設</li> <li>○ 平成15年4月支援費制度による短期入所事業開始</li> <li>○ 平成18年4月指定管理として管理運営を開始</li> <li>○ 平成18年4月障害者自立支援法による短期入所事業開始</li> <li>○ 平成18年10月長期入所について契約制度導入</li> <li>○ 平成24年4月障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正による障害児支援強化により重症心身障害児(者)通園事業が法定化された。</li> </ul> <p>3 入所者の状況(令和3年度利用者延人数)</p> <p>長期入所(契約)33,331人 短期入所4,278人 入院500人 外来21,586人 通所2,556人</p> <p>4 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長期入所【療養介護】:在宅の困難な重症心身障害者を長期に受け入れて、療育及び生活訓練を行う。</li> <li>○ 短期入所:在宅重症心身障害児(者)の家族の病気その他の事情で家庭での介護が一時的に出来ない時に短期で受け入れる。</li> <li>○ 入院:外来利用者で入院による治療、検査が必要な児者を受け入れる。</li> <li>○ 外来:心身障害を持つ方の診断と治療。</li> <li>○ 通所【生活介護】:都内在住在宅重症心身障害者18歳以上を対象とした通所による療育及び生活訓練を行う。</li> </ul> <p>5 指定管理料(単位:千円)</p> <table border="1"> <tr> <td>令和2年度</td> <td>(予算) 3,358,659</td> <td>(決算) 3,349,020</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>(予算) 2,706,578</td> <td>(決算) 2,704,801</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>(予算) 2,758,898</td> <td></td> </tr> </table>			令和2年度	(予算) 3,358,659	(決算) 3,349,020	令和3年度	(予算) 2,706,578	(決算) 2,704,801	令和4年度	(予算) 2,758,898	
令和2年度	(予算) 3,358,659	(決算) 3,349,020										
令和3年度	(予算) 2,706,578	(決算) 2,704,801										
令和4年度	(予算) 2,758,898											
施設規模	土地面積	34,999.14㎡	所有者	東京都								
	建物面積	13,660㎡	建築年度	平成4年								

施設名 分園よつぎ療育園

施設種別	障害福祉サービス事業所、児童発達支援											
事業開始	平成8年8月	根拠	児童福祉法第6条の2第2項、障害者総合支援法第5条、医療法第1条の5第3項									
設置主体	東京都	所在地	〒124-0014 葛飾区東四つ木4-44-1-101									
経営主体	社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会											
目的	在宅で療育している重症心身障害児(者)への支援として、通所事業を行う。また、心身障害児(者)に対する外来診察を行う。		費用負担 1 診療報酬:保険者負担分 2 介護給付費:国1/2都1/4区市町村1/4(障害児通所支援) 3 利用者負担(定率負担及び食費等実績)									
対象者	重症心身障害児(者)	利用定員	通所事業 25人、外来診察 15人									
事業概要	<p>1 趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運動発達の遅れ、言葉の遅れ、てんかん発作、多動などの発達障害や心身障害を持つ方を対象に診察、リハビリテーション、相談等を行う。</li> <li>○ 重症心身障害児(者)が安心して在宅医療が続けられるようにするため通所事業を実施する。</li> </ul> <p>2 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成8年8月開設</li> <li>○ 平成18年4月指定管理として管理運営を開始、通所事業の規模拡大(20人から25人拡大)</li> <li>○ 平成24年4月障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正による障害児支援強化により重症心身障害児(者)通園事業が法定化された。</li> </ul> <p>3 利用者の状況</p> <p>外来3,063人 通所1,922人</p> <p>4 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外来:心身障害を持つ方の診断と治療</li> <li>○ 通所:都内在住在宅重症心身障害児者で未就学児及び18歳以上を対象とした通所による療育及び生活訓練を行う。</li> </ul> <p>5 指定管理料(単位:千円)</p> <table border="1"> <tr> <td>令和2年度</td> <td>(予算) 353,411</td> <td>(決算) 341,904</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>(予算) 341,168</td> <td>(決算) 328,396</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>(予算) 343,784</td> <td></td> </tr> </table>			令和2年度	(予算) 353,411	(決算) 341,904	令和3年度	(予算) 341,168	(決算) 328,396	令和4年度	(予算) 343,784	
令和2年度	(予算) 353,411	(決算) 341,904										
令和3年度	(予算) 341,168	(決算) 328,396										
令和4年度	(予算) 343,784											
施設規模	土地面積	-	所有者 東京都									
	建物面積	901.48㎡	建築年度 平成8年									

施設名 東京都立東部療育センター

施設種別	障害福祉サービス事業所、医療型障害児入所支援、医療型児童発達支援センター											
事業開始	平成17年12月	根拠	児童福祉法第6条の2第3項、同法第7条第2項、障害者総合支援法第5条及び36条第1項、医療法第1条の5第1項、東京都立療育センター条例									
設置主体	東京都	所在地	〒136-0075 江東区新砂3-3-25									
経営主体	社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会											
目的	重症心身障害児(者)を入所させ、医療ケア、日常生活訓練及び機能訓練を行うとともに、在宅で療育している重症心身障害児(者)への支援として、短期入所事業及び通所事業を行う。 心身障害児(者)に対する医療入院及び外来診察を行う。		費用負担 1 措置費・障害児施設給付費 国1/2都1/2 2 介護給付費:国1/2都1/2(医療型入所支援) 介護給付費:国1/2都1/4区市町村1/4(療養介護、生活介護、短期入所、障害児通所支援) 3 診療報酬:保険者負担分 4 利用者負担(措置費徴収基準による徴収、定率負担及び食費等実績)									
対象者	重症心身障害児(者)	利用定員	長期入所【障害児入所支援、療養介護】90床、短期入所24床、通所事業【障害児通所支援、生活介護】35人、一般入院6床、一般外来100人									
事業概要	<p>1 趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入所・入院機能や通所機能のほか、地域支援事業を含めた総合医療センターの役割を担う。</li> <li>○ 超重症児(者)への積極的な対応など、高度な療育サービスを担う。</li> <li>○ 障害児(者)や家庭への総合相談窓口・地域施設などへの技術支援や人材育成・医療連携や地域連携のモデルづくりなど在宅障害児(者)の地域生活を支援する。</li> <li>○ 療育に関する情報の収集・公開を組織的に行うなど、情報の発信基地となる。</li> <li>○ 地域社会と協調し、障害者に対する社会の理解を深めるとともに地域で支えあう基盤づくりを目指す。</li> </ul> <p>2 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成17年12月一時開設、18年4月全面開設</li> <li>○ 平成18年4月障害者自立支援法による短期入所事業開始</li> <li>○ 平成18年10月長期入所について契約制度導入</li> <li>○ 平成20年9月乳幼児通所事業を開始(日々定員5名)</li> <li>○ 平成24年4月障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正による障害児支援強化により重症心身障害児(者)通園事業が法定化</li> </ul> <p>3 入所者の状況(令和3年度利用者延人数)</p> <p>長期入所(措置)928人 (契約)31,686人 短期入所3,837人 入院576人 外来25,936人 通所3,641人</p> <p>4 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長期入所【障害児入所支援、療養介護】:在宅の困難な重症心身障害児(者)を長期に受け入れて、療育及び生活訓練を行う。</li> <li>○ 短期入所:在宅重症心身障害児(者)の家族の病気その他の事情で家庭での介護が一時的に出来ない時に短期で受け入れる。</li> <li>○ 入院:外来利用者で入院による治療、検査が必要な児者を受け入れる。</li> <li>○ 外来:①主として、18歳未満で発言した心身障害を持つ方の診断と治療。②0～3歳児と家族を対象とした育児指導及び精神的支援。③障害児育児支援(外来利用児童と家族対象)</li> <li>○ 通所【障害児通所支援、生活介護】:在宅重症心身障害者で未就学児及び18歳以上を対象とした通所による療育及び生活訓練を行う。</li> <li>○ 地域療育等支援事業:①地域療育支援事業、②施設支援事業(江東区及び近隣区の保健関連施設等への技術支援)</li> </ul> <p>5 指定管理料(単位:千円)</p> <table border="1"> <tr> <td>令和2年度</td> <td>(予算) 3,015,364</td> <td>(決算) 2,856,791</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>(予算) 3,016,267</td> <td>(決算) 2,720,887</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>(予算) 3,047,711</td> <td></td> </tr> </table>			令和2年度	(予算) 3,015,364	(決算) 2,856,791	令和3年度	(予算) 3,016,267	(決算) 2,720,887	令和4年度	(予算) 3,047,711	
令和2年度	(予算) 3,015,364	(決算) 2,856,791										
令和3年度	(予算) 3,016,267	(決算) 2,720,887										
令和4年度	(予算) 3,047,711											
施設規模	土地面積	8,936㎡	所有者	東京都								
	建物面積	11,171㎡	建築年度	平成17年								